

全体についての消防計画

管理する建物の名称

年 月 日作成

第1章 総 則**(目的)**

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、管理権原者が相互に連携を図り、**_____**全体についての防火管理業務に必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他災害（以下、「火災等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(管理権原の及ぶ範囲)

第2条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は、次のとおりとする。

- (1) **_____** 建物及び敷地内の全ての場所に勤務し、出入りする全ての者
管理する建物の名称
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者
- 2 各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、別図に明示する部分とする。

(防火対象物全体についての防火管理業務の一部委託)**【該当・非該当】**をつける

第3条 防火対象物全体についての防火管理業務の一部の委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表1のとおりとする。

2 委託を受けて防火管理業務に従事するものは、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施する。

第2章 管理権原者の責務等**(管理権原者の権限と責務)**

第4条 各管理権原者はこの計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように相互に連携を図り、次の事項について責務を有する。

- (1) 管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任(解任)すること。
- (2) 統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。
- (3) 統括防火管理者を選任(解任)した場合、消防機関へ届け出ること。

- (4) 消防機関への連絡、情報の提供など防火管理上必要な事項を行うこと。
- (5) 建物の全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。
- (6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。
- (7) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。
- (8) 一部委託した防火管理業務が確實に遵守されるように相互に協力すること。

第3章 統括防火管理者の責務等

(統括防火管理者の選任)

第5条 消防法第8条の2第1項に基づく統括防火管理者は、全ての管理権原者の協議により、消防法施行令第4条に規定する必要な資格を有する者で、全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有する者の中から選任する。

(統括防火管理者の権限と責務)

第6条 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体についての防火管理業務を円滑に推進する。

- (1) 防火対象物全体についての消防計画の作成、変更及び運用に関すること。
- (2) 各事業所の防火管理者又は火元責任者及び防火管理業務に従事する者（以下「防火管理者等」という。）に対する指導、指示並びに必要な報告に関すること。
- (3) 廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設等の維持・管理に関すること。
- (4) 火気使用の制限及び禁止に関すること。
- (5) 防火対象物全体の消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (6) 火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織の活動体制に関すること。
- (7) 火災等が発生した場合の、消防隊への情報提供等に関すること。
- (8) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関へ届出又は連絡を行う。

3 統括防火管理者は、避難上または消火活動上支障となる物品の存置等、各事業所の防火管理者等に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。

4 統括防火管理者は、防火対象物全体についての消防への各種届出、防火管理業務に関する記録等の資料を取りまとめて、整備及び保管しておかなければならぬ。

5 統括防火管理者は、防火対象物における各事業所の実態を別表2にまとめ、常に把握し、変更があれば消防機関へ報告する。

(各事業所の防火管理者等の責務)

第7条 各事業所の防火管理者等は、統括防火管理者の指導、指示を遵守とともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

- 2 防火管理者は全体の消防計画に基づき、各事業所の消防計画を作成し、統括防火管理者に提出して承認を得なければならない。また、変更を生じた場合も同様とする。
- 3 各事業所の防火管理者等は、相互に連携を図り、協力して防火管理業務を行わなければならない。

第4章 予防管理

(点検・検査)

第8条 消防法による法定点検及び建物等の検査は、次に定めるとおり行う。

- 1 防火対象物の法定点検 **【該当・非該当】** ○をつける
 - ア 防火対象物の法定点検は、統括防火管理者の責任により行う。
 - イ 防火対象物の法定点検は、1年1回実施し、点検結果を豊田市消防長に報告する。 業者名()
 - ウ 点検を実施する場合は、統括防火管理者及び各事業所の防火管理者等が点検に立ち会う。
- 2 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検
 - ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、統括防火管理者の責任により行う。 業者名()
 - イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、6か月ごとに実施し、点検結果を特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回、豊田市消防長に報告する。
 - ウ 点検を実施する場合は、統括防火管理者が点検に立ち会う。
- 3 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検
 - ア 消防用設備等・特殊消防用設備等(以下、「消防用設備等」という。)の自主点検は、共用部分は統括防火管理者、各事業所の占有部分は、各防火管理者が実施する。
 - イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の消防計画による。

ウ 統括防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件を確認し、各事業所の防火管理者に遵守させる。

(維持台帳の作成、整備及び保管)

第9条 各事業所の管理権原者は、消防機関への各種届出及び防火管理業務に関する記録等の資料を取りまとめて、維持台帳を作成し、整備及び保管しておかなければなければならない。

(不備欠陥箇所の改修)

第10条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検並びに建物等の検査で発見された不備欠陥箇所については、統括防火管理者に報告し、必要であれば管理権原者と協議し改修等を行う。

(工事中の安全対策)

第11条 複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事を行う管理権原者は、統括防火管理者及び各事業所の防火管理者で協議して「工事中の消防計画」を作成し、他の管理権原者及び防火管理者等へ周知する。また、工事に伴い火災予防条例に基づく届出が必要な場合は、当該管理権原者がこれを作成し、消防機関へ届出する。

(避難施設の維持管理等)

第12条 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理、収容人員の管理及び避難通路の確保に関する事項は、各事業所の管理権原の範囲に従い、各事業所の消防計画に定める。

- 2 統括防火管理者は、避難施設上に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しようとしない防火管理者等に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、建物の避難経路図を作成し、見やすい場所に掲示するか、各事業所の消防計画に基づく防災教育に活用する。

第5章 自衛消防活動

(自衛消防隊)

第13条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、別表3のとおり自衛消防隊を編成し、各任務に基づき活動するものとする。

- 2 自衛消防隊長が不在の場合には、自衛消防副隊長が任務の代行者として自衛消防隊の指揮を行う。

(自衛消防隊の活動範囲)

- 第14条** 自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物の管理権原の範囲内とする。
- 2 隣接する防火対象物の火災により、当該防火対象物に延焼の危険がある場合は、当該防火対象物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(自衛消防隊長の権限)

- 第15条** 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災等の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令及び監督等一切の権限を有する。
- 2 自衛消防副隊長は、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令及び監督等一切の権限を付与する。

(休日、夜間等における防火管理体制等)

- 第16条** 休日、夜間等における自衛消防隊の体制は、別表4によるものとし、災害が発生した場合は、次の措置を行う。
- (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、各事業所の防火管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により連絡する。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、火災現場への誘導を行う。
- 2 休日、夜間等に発生した災害に対しては、在館中の事業所の従業員が協力して行い、管理権原者及び自衛消防隊長へ連絡する。

第6章 地震対策

(地震予防措置)

- 第17条** 統括防火管理者は、建築物全体における地震に備えた予防措置を統括し、必要であれば各事業所への教育及び指導を行う。また、共有部分等の避難施設が適切に維持管理されるよう監督する。
- 2 各事業所の防火管理者等は、地震による被害を未然に防止するために行う必要な措置を、各事業所の消防計画に定める。

(地震発生時の活動)

- 第18条** 地震発生時の自衛消防隊の編成及び任務は別表3によるものとする。
- 2 地震時の出火防止及び消火活動等の活動は、各事業所が定める消防計画による。

(地震及び警戒宣言が発せられた場合の対応)

第19条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、各管理権原者及び統括防火管理者は、別表3に基づき次の活動を行う。

- (1) 各防火管理者に対して、地震の発生に備えた措置をとることを指示し、報告を求める。
- (2) 管理権原者及び防火管理者等と対策本部を設置し、情報の収集及び防火対象物内の対応等を協議し、各事業所への指示及び情報提供を行う。
- 2 休日、夜間等に警戒宣言が発せられたときは、前項に定める対応を休日、夜間の自衛消防隊員と在館中の従業員全員が協力して行う。
- 3 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合の、各事業所における対応は、各事業所の消防計画に定める。

第7章 防災教育

(防災教育)

第20条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者に対して、全体の消防計画の周知及び防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

- 2 各事業所の従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

第8章 訓 練

(自衛消防訓練)

第21条 統括防火管理者は、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難訓練(以下、「訓練」という。)を実施する。

- 2 統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所の防火管理者等に対し、訓練の参加を促すことを指示することができる。
- 3 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

(訓練の内容)

第22条 訓練は、次の要領で実施する。

- (1) 統括防火管理者は、建物全体の通報、消火、避難誘導及び救護を連携して行う訓練を下表のとおり行う。

訓練種別	内 容	非 特	特 防
総合訓練 の場合	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練	年1回以上	年2回以上
部分訓練 の場合	消火訓練	各年1回以上	年2回以上
	通報訓練		年1回以上
	避難訓練		年2回以上

- (2) 統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ消防訓練実施届出書により消防機関へ届出する。
- (3) 大規模地震対策特別措置法に基づく避難訓練を1年に1回実施する。なお、前2号に定める訓練と同日に実施しても良い。

(訓練の反省)

第23条 統括防火管理者は、P D C Aサイクルに基づき、訓練終了後に訓練の参加者による反省会を実施し、必要であれば自衛消防隊の編成及び任務を見直すとともに、消防計画の変更を行う。

別表 1

防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

年 月 日現在

受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	受託者の氏名 及び住所等 (法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地)	氏名 (名称)					
		住所 (所在地)					
		担当事務所所在地	TEL				
		防火・防災管理 教育担当者講習	修了者氏名		修了証番号		
	常駐方式	範 囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の整理 <input type="checkbox"/> その他 ()				
			常駐場所				
			委託する時間帯				
		巡回方式	範 围	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
				巡回回数			
				委託する時間帯			
遠隔移報方式	範 围	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()					
		現場確認要員の 待機場所			到着 所要時間	分	
		委託する時間帯					

※ 「受託者の行つ防火管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付すこと。

別表2

テナント実態把握表

別表3 **自衛消防隊の編成と任務**

自衛消防隊長	(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)			
隊長の代行者兼副隊長	(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)			
編 成 (平常時)		平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
		組織編成	任 務	
指揮班	班長 : 班員 : 	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 消防隊への情報の提供	指揮班は情報収集班として編成する。	1 警戒宣言発令の情報を収集する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、提示板、携帯扩声器等により周知を図る。
通報連絡班	班長 : 班員 : 	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報、指示命令の伝達 3 関係者への連絡	通報連絡班は情報収集班として編成する。	4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。
初期消火班	班長 : 班員 : 	1 出火階に直行し、消火作業に従事 2 防火設備の閉鎖、確認	初期消火班は、点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	班長 : 班員 : 	1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 未避難者、要救助者の確認	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
安全防護班	班長 : 班員 : 	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保	安全防護班は、点検措置班として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班	班長 : 班員 : 	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	応急救護班は、情報収集班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。

別表4 休日、夜間の自衛消防隊の編成表

1 休日の自衛消防隊体制

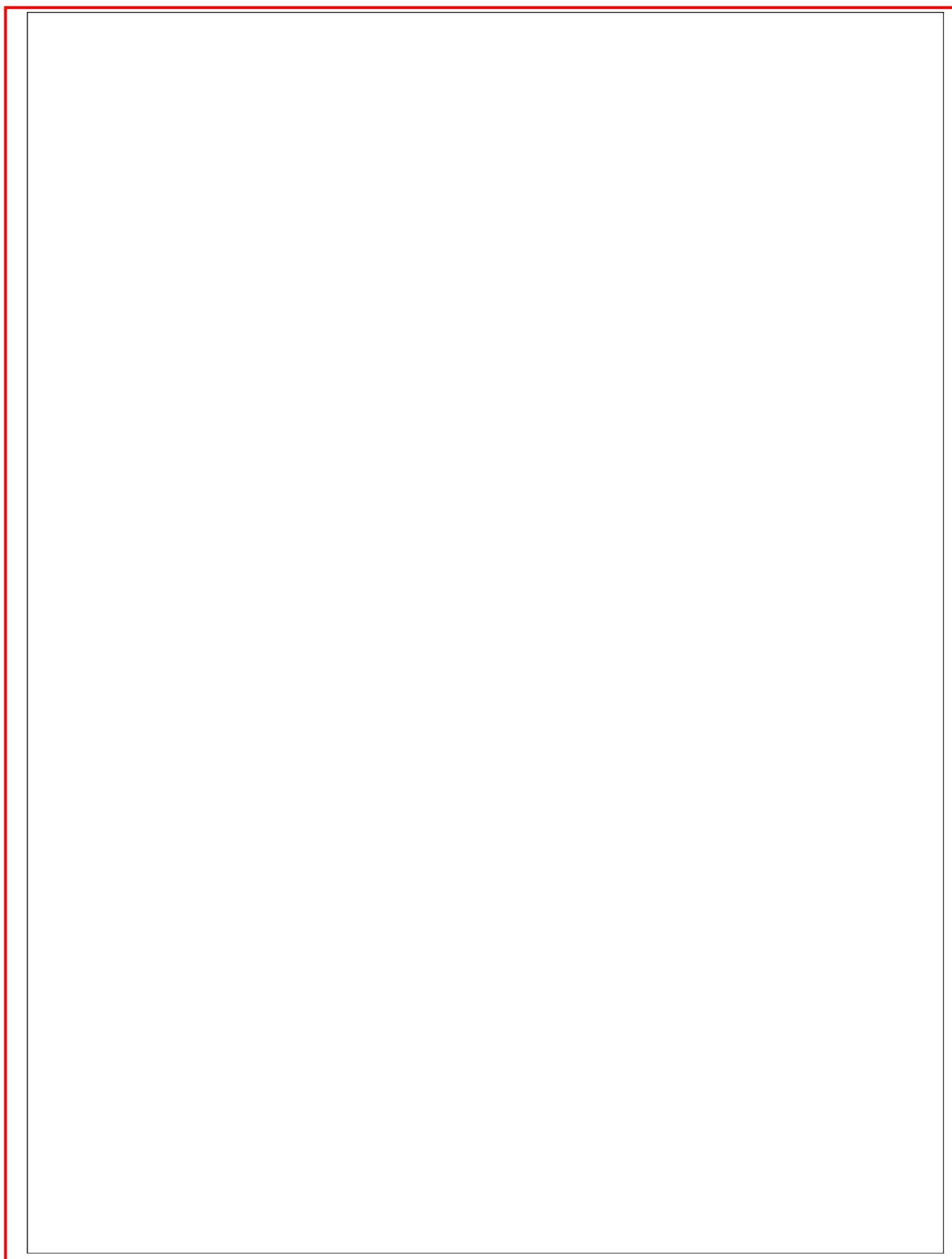


2 夜間の自衛消防隊体制



※ () 役職名または個人の名前を記入する。

別図 管理権原の範囲図（階平面図）



※すべての階分作成してください。